

千代田農業振興地域整備計画の変更理由書

整備計画の変更を行う理由

千代田町では、経済事情の変動その他情勢の推移により、法第13条第1項に基づき、整備計画を変更する必要性が生じたので、今回やむを得ず整備計画の変更を行う。

地域名 千代田地域
(群馬県邑楽郡千代田町)

第1 農用地利用計画の変更

1 農用地利用計画を次のとおり変更する。

(単位：ha)

地 区 区 域	変 更 内 容					備 考
	変更前 の面積	変更後 の面積	農用地 区域か ら除外 する面 積	農用地 区域に 含める 面積	増 減	
A－1 赤岩	191.59	191.59			0.00	
A－2 鍋谷	40.49	40.49			0.00	
A－3 福島	52.15	52.15			0.00	
A－4 新福寺	79.00	79.00			0.00	
A－5 舞木	123.36	123.36			0.00	
B－1 瀬戸井	56.40	56.40			0.00	
B－2 上五箇	30.36	30.36			0.00	
B－3 上中森	20.17	20.17			0.00	
B－4 下中森	32.78	32.78			0.00	
B－5 萱野	88.18	88.02			△ 0.16	
B－6 木崎	62.88	62.52			△ 0.36	
合 計	777.36	776.84			△ 0.52	

注：小数点以下第2位まで表示する。

なお、「増減」欄が減少の場合は、数値の左に△で表示する。

2 農用地区域の概要

(変更前)

農業振興地域内において、農用地等777.36haについて農用地区域を設定し、うち769.50haを農地、7.86haを農業用施設用地としてそれぞれ用途を指定する。

(変更後)

農業振興地域内において、農用地等776.84haについて農用地区域を設定し、うち768.98haを農地、7.86haを農業用施設用地としてそれぞれ用途を指定する。

項 目	区 分	除く ページ	枚数	加える ページ	枚数
別記（１）農用地区域		全部	6	全部	6

項 目	区 分	除く ページ	枚数	加える ページ	枚数
別記（1）農用地区域		全部	6	全部	6